

松江市告示第 64 号

松江市妊産婦乳幼児等健康診査実施要綱（平成 19 年松江市告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 11 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(精密健康診査の手続)</p> <p>第 9 条 妊婦一般健康診査の結果妊婦精密健康診査が必要と認められた者及び乳児一般健康診査、1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査の結果、乳児精密健康診査<u>(1 か月児及び 10 か月児)</u>、1 歳 6 か月児精密健康診査及び 3 歳児精密健康診査が必要と認められた者の保護者は、精密健康診査受診申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(償還払い)</p> <p>第 13 条 委託医療機関以外で妊婦一般健康診査、産婦健康診査又は乳児一般健康診査<u>(1 か月児及び 10 か月児</u> <u>_____)</u> (以下この条において「健康診査」という。)を受診した場合は、健康診査が委託医療機関でなされた場合と同様に当該健康診査について松江市が負担する額を上限に、当該健康診査の受診者に対</p>	<p>(精密健康診査の手続)</p> <p>第 9 条 妊婦一般健康診査の結果妊婦精密健康診査が必要と認められた者及び乳児一般健康診査、1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査の結果、乳児精密健康診査_____ _____、1 歳 6 か月児精密健康診査及び 3 歳児精密健康診査が必要と認められた者の保護者は、精密健康診査受診申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(償還払い)</p> <p>第 13 条 委託医療機関以外で妊婦一般健康診査、産婦健康診査又は乳児一般健康診査<u>(生後 1 か月のものに限る。以下この条において同じ。)</u> (以下この条において「健康診査」という。)を受診した場合は、健康診査が委託医療機関でなされた場合と同様に当該健康診査について松江市が負担する額を上限に、当該健康診査の受診者に対</p>

し、助成を行うものとする。

2 略

様式第 11 号(第 13 条関係)

略

妊婦一般健康診査(産婦健康診査・乳児一般健康診査)費用
償還払い申請書

略

健診 種別	妊婦健診(1回目・2回目・3回目・4回目・ 5回目・6回目・7回目・8回目・9回目・10 回目・11回目・12回目・13回目・14回目) 産婦健診(1回目・2回目) 乳児健診(1か 月児・10か月児)
略	
略	
略	

し、助成を行うものとする。

2 略

様式第 11 号(第 13 条関係)

略

妊婦一般健康診査(産婦健康診査・乳児一般健康診査)費用
償還払い申請書

略

健診 種別	妊婦健診(1回目・2回目・3回目・4回目・ 5回目・6回目・7回目・8回目・9回目・10 回目・11回目・12回目・13回目・14回目) 産婦健診(1回目・2回目) 乳児健診(1か 月児_____)
略	
略	
略	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。